

業務部担当者会同議題一覧表

番号	議題（提案会）	提案理由
1	大規模災害による各会の業務（測量・地積測量図作成等）に対する対応について。（宮崎会）	<p>8月8日、日向灘を震源とする地震（最大震度6弱）の地震が発生。</p> <p>8月13日、国土地理院より電子基準点の測量成果の公表停止。</p> <p>8月19日、民事二課の通知。（各法務局及び連合会へ）</p> <p>8月20日、宮崎地方法務局と事前協議。（宮崎会の手元には民事二課の通知は無い）</p> <p>8月21日、連合会より通知。（各調査士会へ）</p> <p>8月21日、会員へ通知。</p> <p>以上、地震発生後の測量・地積測量図作成等に関する通知までに時間を要します。</p> <p>その間、会員へ業務に対する対応等のマニュアルなど各会で作成または検討されているのか伺いたい。</p>
2	低価格帯のGNSS測量機器について（宮崎会）	<p>近年、低価格帯のGNSS測量機器が増えてきていますが、会として会員へ何かしらの案内及び研修及び説明会などされているのか伺いたい。</p>
3	広大地の分筆等登記に関する取扱いについて（佐賀会）	<p>広大地の分筆登記を申請する場合、特別の事情があるときに限り、分筆後の土地のうち一筆の土地について規則77条1項第5号から第7号までに掲げる事項を記録することを便宜省略して差し支えないとなつていますが、広大地（例えば3,000平米を超える土地）のごくわずかな一部のみを分筆する場合の措置について、どのような対応をされているかお尋ねしたい。佐賀会では土地の分割を行う為の測量は、原則として分割前の土地全部について行うものとしている。準則第72条第2項の全地測量を行うことが不相当と認められる特別な事情が存することにより、分割後の土地のうち1筆の土地について規則第77条第1項第5号から第7号までに掲げる事項を記録することを便宜省略する場合であっても、分割前の土地の筆界及び形状を確認し、分割部分の位置、方向等を特定するようにしなければな</p>

		<p>らない。概測(外周の調査)を求めるのは現在の地図と地形が大きくかけ離れていないか、分筆地の特定が困難な場合などケースによって多岐多様にわたるが、土地については様々な事情が考えられる為、できる限り事前相談をする。次点までを測量する場合であっても残地の全体の形状は把握し調査報告書に地図等との整合性の有無を記載する。</p> <p>全地測量を行うことが不相当と認められる特別な事情として活字にはなっていないが、法務局においても基本的な事情は考慮している。</p> <p>ア 広大な土地の僅少な一部(全体の約10%未満)を分割する場合 分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかである場合の広大地とは、福岡の指針に則り市外地については2,000平米、村落農耕地については3,000平米、山林については10,000平米を基準として判断している。</p> <p>イ 法14条1項地図又は現地復元性の得られる既提出の地積測量図がある場合で測量によっても地図の制度が維持できる場合</p> <p>ウ 測量に際し、残地部分の一部が崖地等で危険を伴う場合少なくとも、分割部分との境界点の最寄りの残地内の筆界点までを、隣接地土地所有者等の立会のうえ測量するものとする。</p>
4	<p>地積測量図の作成方法について (佐賀会)</p>	<p>地積測量図の作成は調測要領等に従い会員個々に委ねられているが、旧日本測地系、世界測地系、任意座標など様々で統一はされていない。当然にそれぞれの土地によって条件や事情は異なるが、佐賀地方法務局内では旧日本測地系及び任意座標による地積測量図の作成も認められている。GNSSやドロガー等の普及が進む中で、連合会からネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記基準点測量マニュアルも出されたが、機器の導入を敬遠している会員も少なくない。各市町によっては保管する座標成果(国土調査に伴う成果や市町が独自に保管する座標)を世界測地系の座標で提供したり、旧日本測地系による座標で提供している庁舎もあり、数値が世界測地系に統一されていないことから、旧日本測地系による座標にて地積測量図を作成している会員もいる。世界測地系による地</p>

		積測量図の作成について指導等を行っているかお尋ねしたい。
5	1 級河川などの国が管理する土地との境界確認の状況をお聞かせ願いたい。(佐賀会)	1 級河川との境界確認の際、三方境の隣接者との境界確認を証明する書類を提出しないと立会にすら応じていただけない状況にあり、その隣接者が亡くなっている場合や、住所等の変更が生じていた場合などには隣接者の住民票や戸籍などの相続証明書の提出も求められる状況にある。その為、隣接者の各種証明が入手出来ず、境界立会にも応じてもらえないケースや、境界確認を断念するケースが多発している為。
6	「ネットワーク型 R T K 法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」への対応について、点検に使用する基本三角点等と申請地との距離制限について、他県の状況を確認したい。(参考資料 の質問 1 参照) (鹿児島会)	鹿児島ではこれまで VRS による単点観測法が公共座標として扱われていたが、本年 10 月 1 日よりマニュアルに沿った観測法以外は任意座標の扱いとなった。今後マニュアルを活用するにあたって、適用範囲を他県がどのように扱っているか確認したい。
7	地積測量図に記載する引照点の扱いについて、各県の対応を確認したい。(鹿児島会)	法務局と以前協議をした際、土地建物実地調査要領の改訂から土地の位置を調査する重要性が高まっているとの話があり、引照点について雑談をする機会があった。トラバース点を引照点に扱えないかといった話も出たが、トラバース点は現況の視通を重要視することから、堅固なものとは限らないため必ずしもそぐわない旨の説明をして終わっている。今後の取扱いについて協議をする前に他県の状況を確認したい。
8	会員からの要望事項への対応について (福岡会)	当会においては、会員から業務部に向けて日常業務における疑問点や要望事項が寄せられます。その中で、会として対応すべきではない案件も多々あり、対応できない旨の回答をすることもしばしばあります。(各役所への個別な対応など、一つの要望に対応するとあらゆる役所に対しても同様の対応をする必要があるような案件) 他会におかれましては、どの程度会員からの要望事項に対応を行っているかお聞かせください。
9	法務局への筆界調査委員の推薦(基準)について (福岡会)	標記については、2 年の任期のため定期的に法務局より推薦依頼があります。基本的には再任のお願いとなりますが、退任される方がいた場合は新規候補者を選任することになります。当会においては、選考基準

		を設けておりますが、基準を満たす新たな人材の確保は困難な現状です。 他会においての推薦基準や現状等をお聞かせください。
10	越境に関する覚書等（誓約書など）の作成業務について（福岡会）	<p>売買に伴う境界確認、いわゆる「境界確定測量」において、特に市街地の業務については、近年、境界確認と併せて越境物の有無の調査を依頼されることが多いようです。</p> <p>越境物の調査、計測、図面作成についてはまだ業務の範疇であるかもしれませんが、越境物について隣接地権者との交渉、協議や覚書等の作成、締結は当然に非弁活動になるものとの認識です。それにも関わらず、上記を当然のように土地家屋調査士へ依頼するような不動産業者が散見するとの情報が会員から寄せられております。このような状況は他会でも同様であるのか、現状をお聞かせください。</p>
11	登記の処理期間について（大分会）	<p>本年度初め、大分県では一つの支局にて登記官の異動により登記事件の処理期間が通常の数倍かかる事があり会員より苦情が上がってきました。</p> <p>5月末に総括登記官と個別に協議を行い、6月には通常どおりの処理期間となり、現在は問題なく処理されているようです。他会において、同じような状況の有無と、あった場合の対応方法などありましたら今後の参考までにお聞かせ頂きたい。</p>
12	連合会による登記基準点測量研修について（大分会）	<p>令和6年3月に九州ブロックにて開催された登記基準点測量に関する研修会後の各会においての対応（伝達研修等）を教えてください。また、これまで設置済みの登記基準点の管理及び設置状況についてお聞かせ頂きたい。</p> <p>連合会の方針である登記基準点測量についての情報取得と、今後の大分会での会員への対応含めて参考とさせて頂きたい。</p>
13	法14条1項地図の座標系について（長崎会）	<p>長崎地方法務局が管轄する法14条1項地図の中には、公共座標がもちいられていない箇所がいくつかあります。この箇所は任意座標であるため、法務局オープンデータ上、表示されていません。先日、法務局との打合せ会の中で、協議事項として取り上げましたが、法務局側も把握したばかりなので、今後の課題としました。他局でこのような1項地図の状況や対策された経緯があれば、情報共有をお願いします。</p>

14	所有者不明土地建物財産管理制度について（熊本会）	所有者不明土地建物財産管理制度について、熊本会は推薦人名簿作成などを進めるべく、当会顧問弁護士を通じて裁判所へのアプローチを行っている最中ですが、各会の実績や現在の取り組み、研修会の開催など状況を教えて頂き参考にさせて頂きたいです。追記：新制度における裁判手続きへの関与は、今後実績を積み上げていくことで、土地家屋調査士の社会的な地位向上につながるものと考えます。いろいろなご意見を交換できれば幸いです。
15	境界鑑定人の育成について（熊本会）	熊本会では、理事会などで境界鑑定に関する人材育成及び裁判所へのアプローチの話が出るものの、進展するに至っておりません。境界鑑定人の育成等に取り組んでおられる会があれば、お聞きして参考にさせて頂きたいです。
16	相続土地国庫帰制度について（熊本会）	昨年より相続土地国庫帰制度の運用が開始されていますが、申請手続きの中で、調査士がどのように関わったかなど、事例があればお尋ねしたいです。 実際に相談を受けた内容をお聞きしたところ、対象土地の境界復元及び隣接土地所有者との境界立会、境界確認書の作成等、通常行う境界確認業務と同様だったとの事でしたので、他に特別な業務事例があれば特にお聞きしたいです。また、法務局と連携して、制度についての研修会を行ったなどの事例があればお聞きしたいです。
17	LiDAR 機能を使った簡易測量について（熊本会）	一部の iPhone や iPad に搭載された LiDAR 機能を使った簡易測量を業務で使用している事例があればお聞きしたいです。LiDAR 機能を使った簡易測量は、現時点では精度の面で調査士が使うメリットが少ないのが現状ですが、敷地調査、建物調査、現況調査などの業務においては可能性を感じるので、うまく活用している事例があればお教えください。
18	「基本測量及び公共測量以外の測量」の基準点測量成果の取り扱いについて（沖縄会）	会員が新設した基準点が、使用前に道路工事で亡失した為、当該事業の設計コンサルタントから電子基準点3点を既知点とする3級基準点及び4級基準点の基準点測量成果の提供を受けました。この基準点測量成果を会員間で共有し利用したいと考えていますが、類似の運用を行っている事例がありましたら、注意点などについて情報提供をお願い致します。

19	スタティックによる基準点測定の推進について（沖縄会）	<p>近傍に基本三角点等の存しない地域で世界測地系の地積測量図を作成する為、従来よりも大変安価なDro gger 測量機及び無料解析ソフト等を使用してスタティック観測による基準点測定の勉強会等を実施した事例がありましたら、情報提供をお願い致します。</p>
20	調査士法第68条（非調査士等の取締り）について（大分会）	<p>公共事業の『囑託による登記』では、測量士が業務の範囲として、表示に関する調査・測量、及び地積測量図・調査報告書を作成し、作成者名を自治体の担当者名で記載して申請書の添付書類として提出していることが事実として多く存在するかと思います。</p> <p>参考通達などを確認すると、このような業務は調査士法第68条に抵触し調査士法73条の処罰の対象に該当するかと思います。</p> <p>上記議題について他会のこれまでの対策又は今後の対策についてお聞かせ頂きたい。</p>
21	狭隘道路解消推進に関する事項（大分会）	<p>日本土地家屋調査士連合会が狭隘道路解消の推進に力を入れているところですが、全国的に進めることで調査士の地位の確立や現在問題となっている資格者数の減少にも良い影響があるものと考えます。</p> <p>狭隘道路解消のためには官公署の協力が不可欠であるため、大分会では公囑協会との連携が重要であると考え、政治連盟を含めた三者での協議会を行っているところです。</p> <p>他会では、狭隘道路解消に向けて、どのような対策をされているのかご教授ください。</p>

《協議結果》

1	大規模災害による各会の業務（測量・地積測量図作成等）に対する対応について。 （宮崎会）
まとめ	大規模災害が発生した場合の業務対応マニュアルを作成している単位会は現時点ではないが過去の地震等の影響を鑑みて災害時の業務対応マニュアルは検討課題である。
福岡会	当会においては、対応等のマニュアルの作成及び検討は行っておりません。
佐賀会	近年全国において地震が頻発しており、単位会だけでなく隣接県を含めた会との迅速な連絡・連携などは必要性を感じています。地震による被害が少ないことから現在のところ業務対応のマニュアルなどは作成していませんが、大型の地震を体験された会におかれてはどのようなマニュアルを作成されているのかお聞きしたい。他会の皆様のご意見をお聞きし有事に備えて今後マニュアルを作成することも視野に入れて検討したい。
長崎会	マニュアル等はなく、検討もしていない
大分会	単位会として対策等のマニュアルは作成していない。 南海トラフ大地震が想定されているので、今後対応を考えたい。
熊本会	災害に関する業務マニュアルはありません。今後、大規模災害等があった場合には、H28 熊本地震災害時の取り扱いを参考に、法務局と協議するように考えている。
宮崎会	
鹿児島会	鹿児島会では特にマニュアルなどは作成していません 何か参考になるものがあれば、鹿児島会でも活用させていただきたい
沖縄会	大規模災害後の測量・地積測量図作成業務等に対応するマニュアルは作成していません。大きな地震が殆どない沖縄県ですが、今後のマニュアル作成については、検討課題であると考えています。

2・19	低価格帯のGNSS測量機器について（宮崎会） スタティックによる基準点測量の推進について（沖縄会）
まとめ	従来に比べ低価格帯のGNSS測量機器が普及し活用しやすい状況となってきている。近傍に基本三角点等が存しない場合は、現地復元性を高めるためスタティック等による基準点測量を実地し公共座標の地積測量図作成が求められている。
福岡会	2.低価格帯のGNSS測量機器を用いて、当会事務局の屋上に民間等電子基準点の設置を行っております。 19.当会においては各支部の要請に応じ、これに精通した会員を講師に招き、支部研修会（現在4支部で実施）としてDrogerによる測量の実務研修を行っております。
佐賀会	2.徐々にではありますが当会会員においてもドロガー等の機器を導入している会員も増えてきている。現在のところ利用者数も少ないことから特別な指導や研修などは行って

	<p>おらず、使用については会員個人に委ねている。連合会から出されたマニュアル等を元に各個人にて判断している状況である。</p> <p>19.個人にてDroggerを利用している会員はいますが、勉強会は行った実績がありません。会員個人が詳しい会員に直談判して導入・運用している状況で、対外的に講義などは行われていません。ただし、低コストで運用できることから新人研修の際に要請し講義いただいた際には全員が興味を示していたようです。</p>
長崎会	<p>令和6年7月9日、登記基準点測量に関する研修会を行った。その際、講師の先生にドログガーを使用したオススメ装備を教えて頂きました。</p> <p>「RZX.Dパッケージ(3周波対応)×2、RWPパッケージ×1、SBH002×1、SB-A5000×1、中古スマホ約×3、スタティックポール60cm×3」</p> <p>トータル68万円程度の投資で3台運用可能とのことでした。</p>
大分会	<p>コロナ前に一度課題別研修会として研修を行っている。</p> <p>一つの支部が支部研修会(他支部も参加可能)として、ドログガーの使用方法についての研修を行っている。</p>
熊本会	<p>本会では行っていないが、青年会主催でドログガーGPSを使用したスタティック測量の研修を行った。今後、本会研修としても実施を検討して行きたい。</p>
宮崎会	
鹿児島会	<p>青年調査士会、嘱託協会、支部研修にて、Droggerについての説明をしています調査士会の全体研修会では扱っていません。理由としては特定の機器を紹介することには抵抗があることと、解析作業の研修をしっかりと伝えることが、業務活用につながると考えているため、小規模でしか行えないという事情もあります。</p>
沖縄会	<p>GNS S測量機器の出始めのころは、各支部単位で研修等を行っていましたが、近年は本会としては行っていません。</p>

3	<p>広大地の分筆等登記に関する取扱いについて (佐賀会)</p>
まとめ	<p>土地建物実地調査要領の記載事項を基礎として考えるが案件ごとに事情が異なるため登記官へ事前相談を行い業務が円滑に進むよう対応することが望ましい。</p>
福岡会	<p>当会においては、毎年実施している法務局との事務連絡協議会にて、平成19年度、平成20年度に本議題について法務局と協議を行っております。</p>
佐賀会	<p>提案事由に記載のとおり</p> <p>会員からも質疑が多い案件で、当然に土地それぞれ条件によって取り扱いは異なると思いますが、法務局等との取り決めや対応をお聞きしたい。佐賀では90%を超える土地が地籍調査を終えており地図が備え付けられているが、広大地の一部の分筆であっても登記官の判断などにより全地の調査を求められるケースもあった。</p>
長崎会	<p>長崎地方法務局は、平成11年9月「土地建物実地調査要領」を発刊し会員に配布されました。その後、平成24年2月、平成28年3月に改訂され現在に至ります。</p>



	<p>当初の平成 11 年 9 月に配布されたものには、「全地測量を行うことが不相当と認められる特別な事情」の記載がありましたが、その後の改訂版では削除されました。現在は、事前相談により可否の判断がされています。</p> <p>ちなみに当初の規定では、</p> <p>ア、広大な土地の僅少な一部を分割する場合で、分割による経費が著しく過大である場合</p> <p>イ、法第 14 条地図又は現地復元可能な既提出の地積の測量図がある場合で、本項ただし書による測量によっても、地図の精度が維持できる場合</p> <p>ウ、測量に際し、残地部分の一部が崖地等で危険が伴う場合</p> <p>これらの場合の測量は、少なくとも、分割部分との境界点の最寄りの残地内の筆界点までを、隣接地所有者等の立会いの上、測量するものとする（下図参照）</p> <p>図面省略</p>
大分会	<p>平成 11 年の法務局実地調査要領には、佐賀会のような記載があったが、その後の改定版には記載が削除されているものの、平成 25 年の実務協議会にて審査基準については大きく変わっていないことを確認している。（市街地 3000 m<sup>2</sup>以上、山林原野 10000 m<sup>2</sup>以上、分筆 10%未満）</p> <p>現在の状況は、一部分筆をする場合には事前に登記官との相談を行うようにしており、判断基準についても上記の内容にかかわらず個別に判断しているものと思われる。</p>
熊本会	<p>H17 に熊本地方法務局と協議を行って認識を共有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分筆前の土地が広大な場合とはどの程度か 市街地地域（甲 2）2000 m<sup>2</sup>、村落・農耕地地域（乙 1）3000 m<sup>2</sup>、山林・原野地域（乙 3）10000 m<sup>2</sup> ただし概ねの基準であるため、事前協議要する。</li> <li>・分筆後の土地の一方がわずかな場合とは分筆する部分が分筆前の土地の 10%以下の場合 ただし概ねの基準であるため、事前協議要する。</li> </ul> <p>その他、特別な事情については、事例ごとに法務局と協議の上、取り扱いを決定するよう申しわせている。</p>
宮崎会	<p>基本的には佐賀会と同じ。</p> <p>準則 7 2 条第 2 項の適用を受ける場合、基本的には事前に登記関係照会書を提出し、事件ごとに協議し登記官より回答をもらい処理を行う。</p>
鹿児島会	<p>表示登記実務連絡会を通じて何度か協議を行っていますが、明確な答えが返ってきたことはありません。概則についても協議をするたびに判断基準があいまいです。</p> <p>現場ごとにその都度、事前の登記相談にて確認するというのが最終的な回答となるのが現状です。独特な考えを持った登記官が転任すると問題なることが多いことから、見積前の事前相談を推奨しています。</p>
沖縄会	<p>一部測量による分筆登記の可否については、貴会のお示しする基準を基本としています。業務を円滑に進めるため、事前に担当登記官へ登記相談依頼書を提出し認識の一致を図って、登記申請時には調査報告書に登記相談依頼書にて確認済みであることを記載するように指導しています。</p>

4	地積測量図の作成方法について（佐賀会）
まとめ	世界測地系による地積測量図作成が望ましいが、事情により旧日本測地系や任意座標での地積測量図も作成されていることが報告された。望ましい方向に進むよう努力すべきである。
福岡会	<p>当会においては、公共基準点を円滑に使用すべく、多くの各市町村より包括使用承認を得ています。都市部においては、使用する基準点のほとんどは街区基準点であり、当該基準点が亡失して近傍にない場合は任意座標系にて測量をしている会員も少なくありません。また、逆に過疎地であり昭和年代に国土調査が実施された地域においては、電子基準点を基礎としたスタティック法等、GNSSを用いた基準点により公共座標値としての検証を行っている会員も多くおられます。もちろん、業務取扱要領等の遵守については、当会としても当然に求めるものであり、この内容として、近傍に公共基準点があれば使用しなければならないの言うまでもありません。しかしながら、この適用が除外されるものであれば、地域差やその場所に合った測地系を会員各位が選択していることもあり、世界測地系による地積測量図の作成についてとりたてて指導等は行っておりません。</p>
佐賀会	<p>提案自由記載のとおり 現状として世界測地系、旧日本測地系、任意座標による図面の作成が認められており、統一が図られていない。各会の状況をお聞きしたい。</p>
長崎会	特に指導等は行っていない。
大分会	<p>DID 地区や公共基準点が設置されている地区については、基本的に世界測地系での地積測量図を作成することとしている。近傍に公共基準点等ない場合については、特に指導などは行っていない。</p> <p>（世界測地系座標による地積測量図作製についての推奨・研修等行っておりますが、対象土地の付近 200m以内に基本三角点等の基準点がない場合、任意座標での地積測量図作製している状況）</p>
熊本会	<p>特に会員への指導はしていない。昨年ネットワーク型 RTK 法の CPD 研修会を行った。熊本県においては、基本三角点等として地震後に改測・補正された座標や、地震前の世界測地系、旧日本測地系もあり、地震後の座標のみ世界測地系として取り扱われ、その他のものは、任意座標として地積測量図を作成している。</p> <p>また、ネットワーク型 RTK 法による座標は、世界測地系となるが、点検測量に使用可能な地震改測後の基本三角点等が近傍（5 Km 程度）ない場合に、GNSS 機器を使って RTK 法による観測をした旨を記載したうえで任意座標扱いとして取り扱われている。</p> <p>（RTK マニュアルが発せられる以前は、この方法で電子基準点を与点として地積測量図記載し、世界測地系として扱われていた。）</p> <p>スタティック測量に関しては、世界測地系として取り扱われるので、個々の会員で判断して測量方法を検討しているのが現状である。</p>

宮崎会	任意座標・世界測地系のどちらの座標系で地積測量図を作成しても問題は無い。(任意の場合は93条報告書にその旨の記載は必要) 世界測地系での地積測量図作成の指導等は行っていないが、研修会などで連合会の方針を会員へ伝えている程度である。
鹿児島会	デジタル化推進が国としての政策であることと、法務局備え付けデータが公開されたことも踏まえると、地積測量図を旧日本測地系で提出することには違和感を感じます。公共座標として提出できるのであれば、現在の座標系で提出すべきだと思いますし、推奨はしています。任意座標については、位置特定が困難になりがちであることから公共座標を推奨していますが、地域性的問題もあることと鹿児島でGNSS単点観測法が公共座標で認められた背景に、安価で復元性が認められるといった事情がありましたので、判断は会員にゆだねています。公共座標を推進する取り組みとしても、GNSS機器の研修を行っているのが鹿児島会の現状です。
沖縄会	那覇地方法務局でも任意座標による地積測量図の作成は認められています。 沖縄会としては、地積測量図の座標系はできるだけ世界測地系とし、旧日本測地系の測量成果がある場合は、座標変換ソフト(TKY2JGD)にて変換し、その旨を地積測量図に記載して世界測地系として利用するように指導しています。

5	1級河川などの国が管理する土地との境界確認の状況をお聞かせ願いたい。(佐賀会)
まとめ	管理者により境界確認の対応が異なる状況が見受けられるが、令和4年に法務省より「表示に関する登記における筆界確認情報の取り扱いに関する指針」が示されているので統一した対応をしていただけるように継続して働きかけることが必要である。
福岡会	国土交通省所管の国道における境界協議(維持出張所による)においては、隣接同意は必要ですが、当該同意は管理者によるものでも認められているようです。 令和4年に筆界確認情報の取り扱いに関する指針が示された際、その指針については、国、県、各市町村等の順番で周知する旨謳っていることから、その方向に進んでいくことを期待しています。現在、福岡財務支局においては、隣接地の協議が整わない場合においても、調査士が作成する調査報告書に理由を記載することで協議の成立が可能であるなど、少なからず変化が生じていると思われます。
佐賀会	提案自由記載のとおり
長崎会	佐賀会と同じです。
大分会	会員より河川・国道管理者との立会に、そのような証明書類を含めた特殊な書類の添付を求められた事例は聞いたことがない。
熊本会	熊本県下の国交省維持出張所においては、隣接地権者の立会同意まで求められていない用である。申請人(委任による代理人)との境界確認のみで、写真、図面を提出すると、決裁後に境界証明を発行して頂ける。

宮崎会	三方境について、隣接者の境界確認書（境界同意書）等の提出は求められるが、提出するしないに関係無く、立会自体には応じてくれる。佐賀会が記載しているような案件について、会員から県会の方へその様な話は今のところ無い状況である。
鹿児島会	国道を含めた手続きについて確認しましたが、質問に該当するようなケースはありませんでした。以前は佐賀会と似たような状況もありましたが、現在、隣接者との立会については立会証明書を添付する方法や、土地家屋調査士の証明書で受け付ける場合もあります。
沖縄会	R5.07.11（日調連発第102号）で旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領の改正について」が通知されましたが、今回の様な1級河川または国有地の境界確定についても、財務省の取扱いが援用されると認識しています。ご提案のとおり国民に多大な負担をかけるので、法務局が取り扱う指針を参考に国有地境界確定も簡略化に進んでもらいたいと、考えます。なお、当会では令和6年9月24日に那覇地方法務局の総括登記官に講師を依頼し下記指針の解説について、業務研修会を実施予定です。 「表示に関する登記における筆界確認情報の取り扱いに関する指針」 （令和4年4月 法務省民事局民事第二課）

6	「ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」への対応について、点検に使用する基本三角点等と申請地との距離制限について、他県の状況を確認したい。（参考資料の質問1参照）（鹿児島会）
まとめ	各県会において基本三角点等の設置状況は異なっている。当該制限距離については連合会の回答どおり国土地理院の研究により、おおむね5km以内とされており点検観測の結果を重視している。
福岡会	対象土地から5km以内の既設基準点2点（電子基準点成果に準拠する）で座標値の整合確認が必要であるとの認識です。
佐賀会	運用者数も少ないため現在はマニュアルに沿って測量するよう伝達を行っている。しかし、電子基準点に準拠した基準点が近傍にないなど利用の制限も厳しいことから任意座標で済ませている会員も少なくない。
長崎会	概ね5キロメートルとなっております。
大分会	大分会としては、特に会としての基準は設けておらず、マニュアルについての周知を行っているくらいである。 全体研修会にて、日調連の松本理事を招いて講義をしてもらったが、低価格GNSSの登場により、マニュアルによる単点観測より、今後はスタティックが再度増えてくるのではとの話があった。
熊本会	基本三角点等の距離制限については、特に法務局との協議に至っていないが、概ね5kmとの記載通りと認識している。例えば6kmはNGとの事例もない。
宮崎会	宮崎会独自の特別な取り扱い及び解釈は行っていない。あくまでも連合会が出してきた『ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル』とおりの内容を会員へ伝えている。

鹿児島会	皆様の意見を参考に、次回の表示登記実務連絡会にて協議します
沖縄会	当該距離制限についての問い合わせや報告等はありませんが、連合会からの当該マニュアルの取り扱いについて（お知らせ）令和4年10月20日付、【回答1】に記載されているように、その距離は概ね5km以内を標準とすることが、国土地理院の研究結果とのことで特に問題とする報告はありません。 （沖縄県においては、認定登記基準点（1級）が540点以上設置済みです。）

7	地積測量図に記載する引照点の扱いについて、各県の対応を確認したい。（鹿児島会）
まとめ	現地の状況により必要とされる場合もあると思われ意見が分かれたが、引照点の永続性を考えると地積測量図には世界測地系の測定の基準点を記載することが望ましい。
福岡会	任意座標系にて地積測量図を作成する場合には、業務取扱要領第30条に規定するように現地復元性の観点から永続性のある構造物に設置する必要があるとの理解です。（同上解説参照）一方、世界測地系により地積測量図を作成した際、復元性への考慮から任意的に復元の与点を示す場合（補助基準点としての取扱い）は、永続性のない標識（アスファルト上に金属釘等）による多角点の位置、座標を測量図に記載することで登記に支障はないものとの理解です。
佐賀会	トラバース点であっても強固な場所に設置したり、亡失しないような場所に設置されているなど永続性が得られるような場合には引照点として使用している。
長崎会	任意座標で作成された地積測量図のみ引照点を記載している。
大分会	世界測地系での地積測量図の場合には、法令上は引照点の記載が不要であるため、特に設置位置などについての法務局からの要望などは無いと思われる。 任意座標による場合については、設置位置についての要望があるかは承知していないが、基本的にはこれまで通り堅固なものに設置し地積測量図に記載している。 （会員個別で判断している状況ですが、アスファルトに打設する会員もいる。）
熊本会	アスファルトに設置されたトラバース点を引照点として使用出来るかなどの協議は行っていないが、街区基本調査の街区補助点などはアスファルトに設置されていることが多く、それらを与点として使用した地積測量図は見受けられる。
宮崎会	トラバース点であっても恒久的地物と認められる材質及び埋設方法で設置された標識であり、各筆界点を特定する為、筆界点の近くに設置されていれば（一般的な距離）トラバース点＝引照点としているケースは有る。
鹿児島会	
沖縄会	地積測量図の記録事項（規則77条1項）に含まれない引照点を記載することは消極的です。堅固な構造物でも取壊しや災害等で永続性は確保できないので、現地復元性を確保する為には、世界測地系座標で地積測量図を作成するよう指導しています。

8	会員からの要望事項への対応について（福岡会）
まとめ	要望内容により理事会で審議するもの、支部で対応して頂くもの、要望に応じられないもの、いろいろありますが目的と理由により適切に対応すべき。
福岡会	
佐賀会	会員から寄せられる質疑について個別の案件については会での対応を断っている。各市町の役所等についても事情が異なる場合もある為、個人にて協議を行ってもらうようお願いしている。
長崎会	随時受け付けている。
大分会	業務に関しての要望については、業務部において個別で対応している。 多くの会員に関係がありそうな事案については、年末に行っている実務協議会の議題として上げ対応をしている。
熊本会	会員の個別的な内容に関しては、対応できない旨をお伝えする。 その他、法務局の登記に関する事で、今までの取扱いや申し合わせ事項と齟齬する処理、補正を要求されたなどの案件に関しては、法務局と協議するなどの対応をしている。官公庁の立会行政に関する事案については、対応すべきものかどうか内部で協議判断している。
宮崎会	会員から要望等があった場合、部長及び部会のみでの判断はせず、常任理事会及び理事会で議題に上げ対応していく。もちろん会議及び判断までに時間がかかるので、要望等を上げてきた会員に対してはその旨の説明を行う。 要望等の内容にもよるが、その都度対応するのでは無くある程度まとめて対応する場合が多々ある。
鹿児島会	日常業務への疑問点などは、土地家屋調査士としての業務に限り基本的に対応しています。明らかに会として対応すべきでないような要望案件は、特にありません。 各役所への要望や対応については、まずは支部単位で対応すべきかどうか判断をお願いします。支部長が必要だと判断し理事会に上程されれば、どのように対応するか協議します。具体的な例としては、下記のとおりです 公共用地境界確定など、理不尽な扱いを受けている場合などは、まず支部で対応することをお願いしています。 各市町村税務課への課税管理者への通知文（境界立会）をお願いしたいと協議したことがあります。（現在は対応いただけいません）
沖縄会	会員からの質問や要望については当会理事で共有し、資料提供等が可能な場合は当会事務局に依頼し質問者に回答しています。要望について、理事会で審議すべき内容のものは理事会で措置方法を決定し対応しています。

9	法務局への筆界調査委員の推薦（基準）について（福岡会）
---	-----------------------------

まとめ	各県会でいろいろな推薦基準が設けられています。筆界特定制度を維持する為、会員へ筆界調査委員の受任協力を継続してお願いしていく。
福岡会	
佐賀会	当会は現在の会員数も少なく、近年入会者数も少ないことから筆界調査委員の選任についても苦慮しています。同様に再任となるケースが大半ですが人材の育成なども今後の大きな課題となっています。選任に関しては必要な専門知識及び経験（およそ10年程度またはそれ以上の経験）を有することを条件としていますが、会員減少に伴う人材の育成が急務となると考えられます。
長崎会	長崎会では総務部の案件ですが、実務経験5年以上、総会出席5分の3以上および全体研修会の出席率が半分以上の3つの条件が必要です。この条件に満たない会員でも会長推薦で可能となります。
大分会	以前、法務局よりメールでのやり取りが出来ることと、SFCなどのCADデータのやり取りが出来ることの2点について推薦基準が設けられている。 数年前より、各支局単位にて推薦最小人数が決まっていることから、筆界調査委員については支部からの推薦をもらう形に変更している。
熊本会	熊本会では、筆界特定調査委員推薦規程を設けている。 その中で、実務歴5年以上、過去5年間の総会出席率50%以上、全体研修会出席率50%以上などの要件を設けている。 別紙資料参照 新規推薦人候補については、各支部にお任せして人材を募っている状況です。
宮崎会	選考基準は概ね他会と同様と思われる。（過去10年間に処分・注意勧告を受けていない。会費滞納の無い者。実務歴5年以上の者等） 基準を満たす者は多数いるが、お願いしても断られる事が多い。（理由：役員（県会・支部・公嘱・センターなど）の仕事が忙しい。過去に調査委員はしている等） 今回も法務局から20名の推薦依頼があり若手（実務歴5年から10年）及び筆界調査委員未経験者を24名推薦した。お願いをした会員で了解をして下さった方全員を推薦した。法務局側は多い分には問題ないとの事であった。
鹿児島会	推薦については各支部の支部長に委ねています。選考基準は特に設けていません。 基本的には現在の担当者に再任をお願いするのが現状です。
沖縄会	会員へ筆界調査委員の募集を通知し、応募を募るようにしています。応募者が少ない場合は経験豊富な会員へ依頼し推薦人の人数を確保しています。 応募用の履歴書様式に記載されている下記（筆界に関する経験等）に該当する会員も推薦の基準としています。 筆界確認訴訟の代理人になったことがある。 筆界確定訴訟において、鑑定書を提出したことがある。 不動産登記法第14条地図作成作業に従事したことがある。

10	越境に関する覚書等（誓約書など）の作成業務について（福岡会）
まとめ	弁護士業務や行政書士業務に対し越権行為とならないように案件ごとの状況を踏まえ慎重に対応することが必要。
福岡会	
佐賀会	土地の越境物について調査・測量のうえ図面作成まで求められることは多々あり、協議や交渉についても依頼主や不動産業者同席の元行われるケースが多い。ご意見のとおり協議や覚書等の作成や締結は非弁活動との認識ですが、現在のところ会員からそのような報告は受けていない。
長崎会	長崎会として指導はしていないが、この問題は研修会で行っている。
大分会	以前、国の機関からの依頼（境界確認）業務で、越境物について依頼者が作成した覚書、念書等を隣接地所有者へお願いした事例あり。 不動産業者からの依頼については、会員間での意見交換・情報共有の場でも聞いた事がない。
熊本会	例えば、地権者の間に入り越境物に関する解決方法まで協議を行う事は、非弁行為かと思うが、調査士として、越境部分の分筆などの方法をアドバイスする行為は、業務の範囲内で出来るのではないかと考える。 覚書の作成に関しても、図面を作成する関係で依頼があるかとも思うが、内容が定まったものを文書化する作業は、作業として出来るのではないかと考える。 （これに関しては、色々のご意見を伺いたいと思います。）
宮崎会	会の方へ議題内容のような話は今のところ上がってきていない。似たような内容で、去年頃から宮崎市役所用地管理課の道路査定を行う係が、市道への越境物について地権者へ覚書（同意書等）を取ってくれないかと調査士にお願いするケースがあった。ほとんどの調査士は拒否しているのが現状。その場合は市役所職員が直接地権者に覚書（同意書）をもらいに行っているとの事。
鹿児島会	特に会員からの情報はありませんが、福岡会と似たような状況であると思っています。新人研修などでも、このような行為は文章を作成するのみであれば行政書士業務であり、仲裁するような場合は非弁活動になる旨説明しています。 ただし、境界立会での協議は仲裁に近いことを行わざるを得ない場合も多々あり、このことからADR認定調査士の取得について推奨しています。
沖縄会	境界確定測量において、双方の地権者に構造物の越境が確認され、越境物の措置について争いはなく双方の意見が建物建替等の際に是正することで意見が一致しており、将来の措置方法について「覚書」を求められた場合、その意見を一般的な覚書の様式に記載し、現況併合図を添付して地権者の要求に対応しているケースがありますが、その行為については、無償で反復継続の意思もない為、「業」に当らず、非弁行為ではないと考えます。有償の例として、依頼者（住宅メーカーの顧問弁護士に覚書を作成して頂き担当調査士が境界確認時に、その覚書に署名捺印を取得する方法も行われています。



11	登記の処理期間について（大分会）
まとめ	繁忙期や大型案件処理期間であることや登記官の異動等の不慣れにより、登記処理期間が通常より長くなった事例がある。各県会で総括登記官と相談し双方で円滑化に対処していくことが必要である。
福岡会	当会においては、業務部においてホームページ上で定期的に登記処理期間の確認を行い遅延の恐れがある場合は、対応を行っております。
佐賀会	県内において各支局で処理期間は区々ですが、会員から処理期間が長いとの指摘があった場合には会長から法務局に申し入れている。職員の移動などにより処理期間が遅延することはあるが、急ぎの案件などである場合には会員から直接登記所に電話して相談するなど対応している。
長崎会	長崎会は処理期間が長いとの苦情はあがっていない。
大分会	
熊本会	登記処理について、某支局で遅延した事があり、当該支局と協議して処理を急いで頂くよう要望した事があった。その際に当会から協力として、当該支局管轄の登記で急がないものは、可能な限り申請を控えるよう会員に通知し、また、補正処理に時間を要するなども遅延の要因になっているとのことで、申請前のチェックを怠らない様に会員に通知した。 遅延の理由は、人員不足と特殊登記申請（地籍調査の登記）があったためとの事であった。その後、本局より人員を導入されて、処理期間が通常程度に落ち着いた。
宮崎会	大分会同様、登記処理の大幅な遅延が宮崎地方法務局と都城支局でありました。当会の場合は、会員から現状を聞き取り意見等の募集を行い、法務局に協議会の申し入れを行い、県会役員全員（会長・副会長を含む常任理事全員）で対応した。（法務局側は首席・総括・統括が出席）その後は概ね通常どおりの処理期間に戻りました。
鹿児島会	鹿児島会でも似たような事例があり、いくつか対応をしてきました 法務局とも協議をたびたび行ってきましたが、下記のような形で行うことを基本にしています。 まずは支部単位で該当支局と協議する 改善しない場合、支部長からの報告をもとに理事会で協議した上で本局と協議する 何度か協議をした際に、担当者からいきなり本局での協議を行うとそれなりに強い対応をしなければならないので、段階を踏んでほしいと要望がありました。
沖縄会	那覇地方法務局においても過去に登記事件の処理期間が通常より、かなり長くなった時期がありました。その原因は、繁忙期に加え、大型マンションの表題登記が複数件重なったこと、②登記申請情報の軽微補正が多いこと、電話による問合せへの対応で作業を中断されることが多いこと、が確認できました。 登記所の要望として、①は、登記申請について事前情報の提供を求める。②は、しっかりチェックした上で申請し補正を少なくする。③は受付に表示している登記完了期間

	内は登記官の作業中断となる進捗状況確認の電話をしない。を確認し会員へ報告しています。
--	--

12	連合会による登記基準点測量研修について（大分会）
まとめ	連合会の方針のとおり国家座標に対応した地積測量図の作成が求められている。その為に必要な整備を整え基準点測量のスキルを高めることが必要。登記基準点については各県会で設置数や管理方法は異なっている。
福岡会	当会では取り立てて対応を行っておりません。
佐賀会	移動後の挨拶をする際に、会長から口頭で引継ぎを要望している。その他書面等の作成はなく具体的な対策は行っていない。 研修会後から会員への伝達研修はまだ実施していません。 設置済みの登記基準点については1点1点の点間距離が長いため使用も困難であるので何とかならないかと会員から問い合わせが来た。前記事由により利用者も殆どいない状況である。ドローガーやGNSSが主流となり始めていることから益々利用者も減るのではないかと懸念もある。
長崎会	登記基準点測量の研修会は行いました。管理については今後検討していきます。
大分会	
熊本会	登記基準点測量について、研修は行っていない。設置状況について、会では把握も管理もしていないが、設置された事例はないようです。
宮崎会	ブロック研修会の内容をそのまま伝達した形の研修会を行い、それと同時に業務上において一番身近な世界測地系である『ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル』の研修も再度行った。
鹿児島会	スタティック測量の研修に際し活用しています。また、連合会より通知がなされた【ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル】についても、RTK測量研修と合わせて行っています。設置済みの認定登記基準点については、今のところ確認等は行っておりません。
沖縄会	当研修では主に国家座標に対応するための調査士に必要なスキルや装備について確認し研修会の資料等を当会のホームページ上で会員に報告しました。 認定登記基準点の管理については公嘱協会が実施しており、占用許可更新時（5年毎）に現地確認を行っているとのこと。

13	法14条1項地図の座標系について（長崎会）
まとめ	14条1項地図で公共座標でない地区があることが報告され特殊な事情があった事が考えられる。昭和40年代から50年代の地籍調査により作成された地図は、現代の地図に比べ精度が悪く現地復元に苦労することが多い。

福岡会	当会においては、そのような事例はありませんでした。
佐賀会	佐賀では約 90%程度の地籍調査を終え地図が備え付けられていますが、調査年度が古く精度が非常に低い地図が備え付けられている土地、どのような経緯で地図と認定したかも不明な粗悪な地図が備え付けられている土地、切込み等が雑で地図と現況が一致しない土地など現在になって問題が大きく目に見えきた土地も多々点在しています。本来であれば地図混乱地として認定したほうが良いと思われませんが、登記所も事を荒立たせたくないのか登記官との協議などによって処理されています。
長崎会	
大分会	会員ごとでの個別判断
熊本会	熊本で同様の事例はありません。
宮崎会	昭和 40 年代から 50 年代に行われた区画整理の地域について法 14 条 1 項地図として取り扱われているが、公共座標では無い地域がある。G 空間情報センターのデータでは任意座標での表示となるが、これについて法務局との協議は行っていない。
鹿児島会	鹿児島県の 14 条 1 項地図では、公共座標が用いられていないものは特に把握していません。
沖縄会	那覇地方法務局管内では任意座標で作成された地図は確認できていません。 沖縄県は地籍調査が進んでおり、法 14 条地図は世界測地系準拠の数値となっておりますが、実際に作図したのは、昭和 40 年代から 50 年代の平板測量の時代の地籍調査により作成された旧 17 条地図が機械読取、座標変換等により 14 条地図として備え付けられているため現地復元に苦労しています。

14	所有者不明土地建物財産管理制度について（熊本会）
まとめ	裁判所から単位会へ所有者不明土地管理人推薦依頼を受け業務完了をした事例が報告された。今後の当該制度の利用状況により調査士業務に影響がでてくる可能性がある。
福岡会	当会では、昨年裁判所に選任のお願いを依頼し、別紙のとおり選任の依頼がありました。これを受け会員を選任し、業務が完了しております。筆界特定などに比べ、かなり早く処理が可能な制度であるようです。資料 1
佐賀会	所有者不明土地建物財産管理制度について会員への伝達は行いましたが、現在のところ推薦人名簿の作成や大きな働きかけは行っていません。 実績や現在の取り組みの確認
長崎会	長崎会では社会事業部が、令和 3 年度裁判所に名簿を提出しました。
大分会	大分会では当制度についての具体的な実績等は把握していない。また昨年より大分会として裁判所との連携や研修等も実施していないので、今後、他県会の取り組みを参考にして検討していこうと考えている。

熊本会	
宮崎会	今現在宮崎会では推薦名簿作成、裁判所へのアプローチ及び研修会は行っていない。今のところ予定も無い状況である。
鹿児島会	裁判所へのアプローチや研修会などは特に行っていません
沖縄会	所有者不明土地建物財産管理制度の運用に関する裁判所への働きかけは、現時点で実施しておりませんが、今後の検討課題となっています。

15	境界鑑定人の育成について (熊本会)
まとめ	各県会で筆界の専門的知識を高めるために活動がなされている。外部講師を招いて研修会を実施した県会や画地調整のマニュアルを作成し会員へ配布している事例報告もあった。 また、単位会で保有している関係資料について他県会へ情報提供がなされ有益な交流ができた。
福岡会	当会においては取り立てて人材の育成は行っていません。 専門研修会にて、地図の読み方等境界鑑定の実務に関連する研修を行っております。
佐賀会	同様に定期的に話は出ますが、正直なところ何から取り組んでいいのか、こういった機関に講師をお願いすればいいのかなど纏まっておらず当会も進展はない状況です。他会では境界鑑定講座等を開催した会があると聞いておりご意見をお聞きし参考とさせていただきます。マナブルを利用して他会の育成講座に参加できないか。
長崎会	以前は境界鑑定に関する有料研修を行っておりました。 現在行っていないのは、法務局の筆界特定申請が開始され、需要減が原因と思われる。
大分会	大分では、過去をさかのぼれば全体研修に講師を招いて境界鑑定についての研修は実施していたが、近年では実施していない。
熊本会	
宮崎会	前年度から今年度にかけて、みやざき実務研究塾委員会なるものを立ち上げ境界鑑定人及び筆界調査委員の育成を行った。 講座は全6回：第1回から第4回までは大阪会・西田先生、第5回は宮崎会顧問・新井先生、第6回は宮崎会・児玉先生。 塾生の人数は20名程度。塾生より会費を集めての運用。県会からの費用負担は無い。
鹿児島会	裁判所へのアプローチは特に行っていません 境界鑑定人の育成については、センター鹿児島や境界鑑定委員会と連携し、研修会などで周知をしています。また、画地調整についてのマニュアルなどを作成し、新人研修などで配布しています。
沖縄会	境界鑑定人の育成についての取り組みは実施していませんが、筆界研究委員会を設置して検討しています。

16	相続土地国庫帰属制度について（熊本会）
まとめ	当該制度の利用者（申請人）から土地の概略図及び境界点の写真等の資料作成依頼を受け納品した事例が報告された。当該制度について登記官に講師を依頼し研修会を開催した事例も報告され現状が理解できた。
福岡会	<p>当会において聴取したところ、地積測量図を基にした境界の復元作業を実施の上、写真撮影を行い当該整理したデータを申請人に納品したような事例があります。</p> <p>また、空中写真やゼンリン等地図データに公図を合成し概略の敷地範囲を明示するような位置図ともいべき概略図を作成した事例も見受けられます。</p> <p>法務局との連携については、全体研修会においては法務局担当登記官より研修を行っていただきました。</p>
佐賀会	佐賀地方法務局管内における相談の件数も一定数は行われており実際に帰属に至った土地もあると聞いている。実際に業務に携わった方がいるかどうかは報告もない為不明であるが、法務局に研修講師を依頼した際には、申請人にどのような書類の添付を求めているか、実際に提出された写真など若干中身に触れた講義をしていただいた。調査士は申請代理人になれないが土地の境界に触れる場面もあるため今後の状況も注視したい。
長崎会	<p>法務局から制度についての研修会を行った。</p> <p>その後、法務局と件数や処理状況などの情報共有をしています。</p>
大分会	<p>令和に入ってから国土調査が行われた土地についての相談があり、財務局との現地立会の結果、里道への越境物がある部分の分筆登記の依頼があり登記を行った。</p> <p>それ以外の作業については司法書士が行ったようだが、境界標の探索や境界点写真の作成などが大変だったため、次回以降は調査士に添付書類の作成や現地作業をお願いしたいとの話があった。また大分会として会員に制度についてアナウンスし、公嘱協会が主催するセミナーへの参加を促し受講しているといった状況。</p>
熊本会	
宮崎会	熊本会が記載しているとおり、通常行う業務と同様の内容での処理を行った話は聞いている。制度についての研修会は行っていない。
鹿児島会	<p>相続土地国庫帰属制度で取り扱われている境界は占有界であることと、求められていることはどのようなことかについては、支部研修などで周知しています。</p> <p>法務局との協議については特に行ったことはありません。</p> <p>境界確定以外の事例としては、相談者が該当土地の場所すらわからない場合は法務局と協議も出来ないため、対象地調査の依頼を受け、現況をドローンで撮影して報告した事例があります。</p>
沖縄会	<p>相続土地国庫帰属制度に関する業務を実施した調査士は確認できていません。</p> <p>当該制度の概要について、令和5年11月に那覇地方法務局総括登記官に講師を依頼し業務研修会を実施しました。</p>

17	LiDAR 機能を使った簡易測量について（熊本会）
まとめ	一部の会員で新しい簡易測量の手法を取り入れ業務に利用している事例が報告された。業務依頼者の現場の理解を高めるためには有効と思われる。
福岡会	LiDAR 機能を用い、境界協議に添付する断面図を作成している会員がいるようです。 また、現在では、ネットワーク型 R T K の技術を取り入れた機材を 아이폰 等の端末に装着し、簡単に世界測地系（相当）の 3D 点群データを取得する技術もあり、利活用をしている会員もいるようです。
佐賀会	興味を持つ人と関心がない人のギャップが激しく、利用している会員はいると思うが実際にどのような利用をしているかは不明である。現地立会において様々な事由で現地に来られない方へ説明する場合など、建物の調査等には有用かと思えます。併せて解析ソフトがあれば活用の幅も広がると思えます。
長崎会	メーカーから講師をしていただき、研修会を行いました。
大分会	未登記建物登記について 1 階 2 階の位置関係が不明な場合に使用した事例あり。 またドローンでの写真測量をした後に、足りない部分を LiDAR で簡易測量をする事例あり。
熊本会	
宮崎会	その様な機能を使用した簡易測量を行っている等の話は今のところ聞かない。今後、建物調査等の高い精度を必要としない調査には活用されて行くのではないかとと思われるが、現時点で使用している話は聞かない。
鹿児島会	Ipad を用いた現況調査は実験的には行いました 便利な機能ではありますが業務で活用した事例は特に確認していません。
沖縄会	LiDAR 機能を使った簡易測量については、使用実態が把握できていません。 (県内では 3D スキャンの器械保持者が増加しつつあります。)

18	「基本測量及び公共測量以外の測量」の基準点測量成果の取り扱いについて（沖縄会）
まとめ	当該測量成果は利用する場合は、自己責任で精度の検証を行う必要があり、会員間で共有するかは各会員の判断によるものと思われる。
福岡会	提案議題においては、正確な内容がわかりかねますので当会が受けた印象にて回答させていただきます。公嘱業務においては、道路買収などでコンサルタントが設置した 3 級基準点等をやむなくしようする必要がある場合があるかと思えます。そもそもコンサルタントが公共団体から受注し測量する成果は公共測量に該当するものとの理解ですが、認証等の有無を争点にするのであれば、当該基準点測量の手簿、記簿、点検計算簿等を基に精査を行い、利用する場合には調査士において公共基準点としての位置誤差を満足するものであるかの点検測量（座標差等）を実施すべきであると考えます。
佐賀会	使用する基準点や成果等については責任が伴う為、取り扱いについては会員個人の判断に委ねています。点検測量など十分な検証を行い問題がなければ使用しても問題ないと

	考えますが、万が一問題があった場合には責任の所在が使用者に及ぶので注意は必要か と思います。
長崎会	点検測量は必要と考えます。
大分会	各官公署が設置した基準点データなどがある箇所もあるが、会員間での情報共有の可否 についての判断がつかないため、会としての対応はしていない。 各地域での基準点情 報の有無や範囲については、会員間での情報共有が必要だとは考える。
熊本会	同様の取扱いの事例はありません。 議案の内容だけですと、分筆登記等の際に使用可能な基本三角点等として取り扱ってよ いかが分かりません。
宮崎会	当会においてそのような案件を運用している事例等はない。
鹿児島会	鹿児島では行政が廃棄予定の資料を譲り受け、資料センターで管理しています。 管理 しているデータには基準点に関するものもあります。 会員にはあくまで参考資料とし て提供しています。
沖縄会	

議題番号 19 は、議題番号 2 にまとめています。

20	調査士法第 68 条（非調査士等の取締り）について （大分会）
まとめ	測量士が表示に関する登記に係る調査・測量・地積測量図作成・調査報告書作成を行うこ とは調査士法に違反することを各行政機関へ周知して頂くよう働きかける必要がある。 業務発注者の役所担当者が異動する度に、周知確認を行うことが対策として重要と思わ れる。
福岡会	座長が通知した議題は、20 の記載漏れがあり各県会へ再通知が遅れた為、会議当日に 口頭で回答を得た。
佐賀会	"
長崎会	"
大分会	"
熊本会	"
宮崎会	"
鹿児島会	以前は官公署や議員への周知活動を行っていましたが、現在は主だった活動は行って おりません。 官公署の業務発注名によっては働きかけを行う程度になります。

沖縄会	<p>自治体からの地積測量図等作成業務はコンサルへの発注と分離していただく事ができています。昔は議題のような状況が見受けられましたが、自治体への諸先輩方の開発活動の成果で当該行為が調査士法に抵触することが周知され、当時の登記官の支援も頂き分離発注が実施されていると認識しています。また、那覇地方法務局総務課長から調査士法施行規則 39 条の 2 (調査士法等違反に関する調査) に基づく調査の委嘱を随時受け県内の全登記所で各支部会員の協力を得て調査を実施しています。</p> <p>また、近年は県用地担当者を対象に研修会を開催しており、その際に地積測量図作成及び 93 条報告書作成に関する責任と違法行為について説明を行うと共に、法務局職員からも研修会時に当該説明内容の支持をいただいています。</p>
-----	---

2 1	狭隘道路解消推進に関する事項 (大分会)
まとめ	安全安心な住環境の整備に欠かせない課題であるため業界全体で啓蒙活動を推進することが重要である。
福岡会	座長が通知した議題は、2 1 の記載漏れがあり各県会へ再通知が遅れた為、会議当日に口頭で回答を得た。
佐賀会	〃
長崎会	〃
大分会	〃
熊本会	〃
宮崎会	〃
鹿児島会	<p>鹿児島会は九州ブロック協議会と共催して 令和 4 年 9 月に 土地家屋調査士制度制定 70 周年を記念して豊田議員と国交省・法務省・鹿児島地方法務局長をゲストに「所有者不明土地・防災の今後とその解消に向けて」という題材でシンポジウムを開催しました。その中の一つのテーマで防災として狭あい道路について取り扱いました。</p> <p>そして今回、狭あい道路に関して国交省から狭あい道路対策に関するガイドラインが出されたことから、狭あい道路解消にスポットを当て「狭あい道路解消を考えるセミナー」を 11 月 29 日に開催予定です。対象者は県・市役所などの官公所の職員を対象としており、狭あい道路に対する防災の意識の醸成と共有を目的とした活動をしております。</p>
沖縄会	<p>公嘱協会の活動にて官公署へ公嘱協会連絡協議会の資料「未来の安心に向けて」に基づき狭隘道路拡幅整備事業の必要性を随時アピールしています。また、役所の建築指導課職員を講師に招き研修会を実施している支部もあります。</p> <p>また、行政担当課の分筆登記の予算確保も課題です。現状は後退後の道路補修工事の補助金程度しか確保されていません。知恵は行政側に必ずあるので、防災の観点からも行政担当課に予算確保の必要性を提起すべきと思います。</p>

以上